宮崎情報ハイウェイ２１の管理及び運営に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と延岡市（以下「乙」という。）とは、甲が整備した宮崎情報ハイウェイ２１（以下「ハイウェイ２１」という。）の管理及び運営を円滑に行うため、次のとおり協定する。

（管理義務）

第１条　乙は、甲がハイウェイ２１の構築に当たり乙の庁舎内に設置した機器及び附帯設備（以下「機器等」という。）を管理するものとする。

２　乙は、機器等について、善良なる管理者の注意をもって、管理するものとする。

３　甲が乙の庁舎内に設置した機器等とは、次に掲げるものをいう。

機器及び附帯設備	数量
ＡＴＭハブ	１台
スチールラック（換気パネル等を含む。）	１台
バイパス切替盤	１台
無停電電源装置	１台

（設置場所の無償使用）

第２条　乙は、機器等の設置に必要な乙の庁舎施設を甲に無償で使用させるものとする。

（管理責任者及び管理担当者）

第３条　乙は、ハイウェイ２１の管理及び運営が円滑に行われるよう、管理責任者及び管理担当者を定めるものとする。

２　前項の管理責任者は、乙の情報担当課長をもって充て、管理担当者は、管理責任者が指名する者をもって充てるものとする。

３　第１項の管理責任者及び管理担当者は、甲が別に定める市町村ネットワークのハイウェイ２１接続に関する取扱規程（以下「規程」という。）を遵守し、ネットワークの安全性と信頼性の確保に努めるものとする。

（経費負担）

第４条　甲及び乙は、相互に協力し、ハイウェイ２１の円滑な管理及び運営を確保するものとする。

２　前項の管理及び運営に要する経費に係る乙の負担額及び方法については、別に定めるものとする。

３　前項に定めるもののほか、乙は電気料金等乙の庁舎内における機器等の使用に要する経費を負担するものとする。

（甲の都合による機器等の移設等）

第５条　甲の都合により、機器等の設置場所又は構成の変更を行う必要が生じた場合は、甲は原則として３ヶ月前までに乙にその旨を文書で通知し、乙の了解を得るものとする。

２　前項の規定により、甲が機器等の設置場所又は構成の変更を行う場合は、乙は機器等の設置場所又は構成の変更に伴う必要な作業について、甲に協力するものとする。

３　第１項の規定による機器等の設置場所又は構成の変更に要する経費は、甲の負担とする。

（乙の都合による機器等の移設）

第６条　乙の都合により、機器等の設置場所の変更を行う必要が生じた場合は、乙は原則として３ヶ月前までに甲にその旨を文書で通知し、甲の了解を得るものとする。

２　前項の規定による機器等の設置場所の変更に要する経費は、乙の負担とする。

（連絡義務）

第７条　乙は、機器等について、盗難、滅失、破損又は機能の減損などの事態その他障害が発生した場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

（ハイウェイ２１の使用）

第８条　乙はハイウェイ２１を使用する場合は、使用の内容について規程の定めるところにより、あらかじめ甲に協議するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１４年４月１日

甲　宮　崎　県
宮崎県知事　松　形　祐　堯

乙　延　岡　市
延岡市長　　櫻　井　哲　雄